

経済産業省

20151023貿局第1号  
輸出注意事項27第27号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年11月11日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年1月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後	現 行
<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国際協定等による規制物資 (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に基づく規制、21の2の項の中欄に掲げる貨物は国際原子力機関が策定した放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づく規制、21の3の項の中欄に掲げる貨物は国際的な麻薬等の原材料に対する規制に基づく規制、34の項の中欄に掲げる貨物は衛生規制、35の項の中欄に掲げる貨物はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく規制、35の2の項の中欄に掲げる貨物は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等に基づく規制、35の3の項の中欄に掲げる貨物は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、<u>国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）</u>に基づく規制、35の4の項の中欄に掲げる貨物は水銀に関する水俣条約並びに36の項の中欄に掲げる貨物はワシントン条約に基づく規制である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈</p>	<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国際協定等による規制物資 (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に基づく規制、21の2の項の中欄に掲げる貨物は国際原子力機関が策定した放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づく規制、21の3の項の中欄に掲げる貨物は国際的な麻薬等の原材料に対する規制に基づく規制、34の項の中欄に掲げる貨物は衛生規制、35の項の中欄に掲げる貨物はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく規制、35の2の項の中欄に掲げる貨物は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等に基づく規制、35の3の項の中欄に掲げる貨物は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく規制及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約並びに36の項の中欄に掲げる貨物はワシントン条約に基づく規制である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈</p>

するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

- (イ) 包装用として使用されているもの (36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)
- (ロ) 他の貨物の部分をなしているもの(貨物の主体が他の貨物である場合に限る。)であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないもの (35の4の項(2)並びに36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)
- (ハ) 他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって、当該貨物とともに梱包又は包装されたもの (35の4、36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
29～35	(略)	
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトクレーゾール(DNOC)及びジニトロールトクレーゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジプロモエタン(EDB)、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HC H(異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀(水銀及びその混合物(水銀の合金を含む。)) <u>であって、水銀の濃度が全重量の95パーセント未満のものに限る。</u> 及び水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、 <u>メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフ</u>

するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

- (イ) 包装用として使用されているもの
- (ロ) 他の貨物の部分をなしているもの(貨物の主体が他の貨物である場合に限る。)であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないもの
- (ハ) 他の貨物を主体とするセットもの一部となっているものであって、当該貨物とともに梱包又は包装されたもの

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
29～35	(略)	
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトクレーゾール(DNOC)及びジニトロールトクレーゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジプロモエタン(EDB)、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HC H(異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物(ビス(ト

	<p>エノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリレート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3-ジブロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>
	(略)
(略)	(略)

	<p>リブチルスズ)＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリレート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、<u>メタミドホス</u>、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3-ジブロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>
	(略)
(略)	(略)

35の4	水銀に関する水俣条約第三条1（a）に規定する水銀	水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であつて、 <u>水銀の濃度が全重量の95パーセント以上であるものを含む。</u>	蛍光ランプ及び水銀ランプ等の水銀が使用されている製品に含まれる水銀を除く。
38～43	(略)		

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、35の3の項（1）及び（6）並びに35の4及び36の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）は輸出特例とはならない。

（1）～（14） (略)

4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、別表第2の1の項の中欄、35の3の項（1）及び（6）並びに35の4の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。

別表第2 輸出承認等事務の取扱区分

(略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

(1) 輸出令別表第2の35の2の項（2）及び38の項の中欄に掲げる貨物（2（2）に掲げるものを除く。）

(2) (略)

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

(1) 輸出令別表第2の1、19から21の3まで、25及び35の項の中欄、35の2の項（1）並びに35の3、35の4、44及び45の項の中欄に掲げ

(新設)	
38～43	(略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、35の3の項（1）及び（6）並びに36の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）は輸出特例とはならない。

（1）～（14） (略)

4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。

別表第2 輸出承認等事務の取扱区分

(略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

(1) 輸出令別表第2の35の2の項（2）及び38の項に掲げる貨物（北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。）

(2) (略)

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

(1) 輸出令別表第2の1、19、20、21、21の2、21の3、25、35から35の3まで、38、44及び45の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌

る貿易審査課所掌の貨物

(2) (略)

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の28から30まで及び32から34までの項の中欄、35の2の項(1)並びに45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(2(2)に掲げるものを除く。)

4 (略)

の貨物(上記1(1)に掲げるものを除く。)

(2) (略)

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の28から30まで、32から34まで、35の2及び45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(上記1(1)及び2(2)に掲げるものを除く。)

4 (略)